

## 名古屋市上下水道局管理規程第 1 号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 31 日

名古屋市上下水道局長      横      地      玉      和

別表第 1 中「3,740,000円」を「4,100,000円」に、「349,000円」を「383,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。